

不当なボーナスカットを許さない！

恣意的なカットをなくしていこう！！

今回の夏季手当において、1名の組合員が不当なカットを受けました。カットされた組合員は、身に覚えがなかったため、その場で担当助役に「何でカットされているのですか？」と問いましたが、担当助役の返事は「そうや！総合的判断や！」というだけで具体的な理由を明らかにしてくれませんでした。当然、納得できなかった組合員は「所長に面会させて下さい」と申し出ましたが「それは出来ません」と断られました。

誰でも身に覚えがないカットを受ければ、その理由を聞きたくなるのは当たり前です。これまでの裁判等で、現場管理者が注意・指導したとされる事象は、全て所長が把握し、支社に報告していることが明らかになっています。会社は注意指導をしたというなら逃げ回らずに堂々とその内容を明らかにするべきです。

今回、カットを受けた組合員は査定期間中、責任事故、出勤遅延、労働災害等は一切起こしていません。しかし、今回のカットで5回目となり、制度上「専任V」の適用を受け、60歳以上の雇用が64歳までと制限され賃金面も差別化されます。東海労組合員を狙い撃ちにしたボーナスカット・雇用制限・賃金差別であり絶対に許せません。

不当なボーナスカットは、これまでの裁判闘争、あるいは職場からの反撃の闘いにより激減してきました。

職場では「命令と服従」「規律と忠誠心」を命題とした一切の妥協を許さない軍隊化した会社経営が進められていますが、おかしいことには「おかしい」と職場から声を上げていくことが大切です。会社の強権的な職場支配に反対し、不当なボーナスカットをなくしていくために更に奮闘していきましょう！！